

保険金不正請求を目的とした違法なアルバイト勧誘にご注意ください

当社では、SNS 等でのやりとりをきっかけ（いわゆる闇バイトと呼ばれる手口）とした保険金不正請求が発生しています。具体的には、X（旧 Twitter）や LINE オープンチャット、Instagram などによる交流を通じ、意図せず違法なアルバイトに勧誘され、傷害保険などに加入したうえ、偽装した事故による負傷を理由に保険金を請求するなど、保険金不正請求行為への加担を強いられるケースを確認しています。

保険金不正請求に関与したことが判明した場合、保険金詐欺として刑事罰の対象となるほか、民法上の損害賠償責任を負うこととなります。犯罪に巻き込まれることがないよう、くれぐれもご注意ください。

不審な勧誘や指示を受けた場合は、以下の相談窓口までご相談ください。

相談窓口	電話番号
警察への相談専用ダイヤル	#9110
消費者ホットライン	188

また、日本損害保険協会には、保険金の不正請求に関する情報を受け付ける通報窓口※が設置されており、インターネットおよび電話での受付が可能です。

※保険金不正請求ホットライン（保険金不正請求通報制度）

日本損害保険協会インターネット受付	日本損害保険協会電話受付
https://www.fuseiseikyu-h1.jp/ 受付時間：24 時間 365 日	0120-271-824 受付時間：平日 9:00～12:00／13:00～17:00 (祝日・損保協会の休業日を除きます)